

## 平成19年第7回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成19年12月5日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第66号 政治倫理の確立のための本巢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第67号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第68号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第69号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第70号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第71号 本巢消防事務組合を組織する市町数の減少及び本巢消防事務組合規約の変更について
- 日程第11 議案第72号 本巢消防事務組合から瑞穂市の脱退に伴う財産処分について
- 日程第12 議案第73号 西濃環境整備組合規約の変更について
- 日程第13 議案第74号 市道路線の認定について
- 日程第14 議案第75号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第15 議案第76号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第77号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第78号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第79号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 認定第2号 平成18年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第3号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第4号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第22 認定第5号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第23 認定第6号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第24 認定第7号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第25 請願第1号 上真桑若宮地内での砂利採取事業について
- 日程第26 請願第2号 原爆症認定制度に関する意見書の採択について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	舩渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	副市長	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	鷺見良雄
市民環境部長	坪内博	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	林政部長	藤原俊一
上下水道部長	林賢一	教育委員会 事務局長	杉山勝美
代表監査委員	三田村晃司		

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	飯尾正雄	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

---

## 開会の宣告

### ○議長（瀬川治男君）

ただいまから平成19年第7回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（瀬川治男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号9番 浅野英彦君と10番 中村重光君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定について

### ○議長（瀬川治男君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの17日間とし、12月6日から12月17日までと12月20日を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの17日間とし、12月6日から12月17日までと12月20日を休会とすることに決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告について

### ○議長（瀬川治男君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告します。

11月13日、平成19年第3回本巢消防事務組合議会定例会が本巢消防事務組合で、会期1日間で開催されましたので報告をいたします。

提出議案は1案件で、議長、副議長が空席のため選挙が行われ、議長に不肖私が選任を受けました。副議長に井野勝巳北方町議会議長が選任されました。

平成18年度一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額9億205万873円、歳出総額8億5,253万5,932円、差し引き額4,951万4,941円であり、原案のとおり認定されました。

詳細資料につきましては、議会事務局にありますので、お申し出ください。

続いて、市長から行政報告をお願いします。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

それでは、8件につきまして行政報告をさせていただきます。

初めに、樽見鉄道への支援についてでございます。

樽見鉄道につきましては、9月議会の全員協議会で御報告させていただいておりますように、樽見鉄道連絡協議会幹事会を8回開催し、樽見鉄道の存続に向けまして協議をしましてまいりました。

樽見鉄道の収支につきましては、国、県の支援体制の継続や経営改善施策などの条件に基づきまして、概算ではございますが、経常損失を8,000万円台と見込みまして、樽見鉄道の経営の安定を図るものでございます。支援につきましての沿線市町の考え方には温度差がございますけれども、各市町とも最大限の努力をするということでおおむね了解を得ておりまして、本市におきましては支援額の増となりますが、議会の御理解をいただきまして、樽見鉄道連絡協議会におきまして各市町の支援について合意・決定をしましてまいりたいと考えております。

樽見鉄道の存続には、国、県の補助制度が必要不可欠となっております。特に、県の補助制度につきましては、20年度以降も継続していただけますよう強く要望をしましてまいります。また、樽見鉄道に対しまして、今後さらなる経営改善に努めるよう指導をいたしますとともに、沿線市町におきましても利用促進への側面的支援や、市民のマイレール意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に、行政改革につきまして御報告いたします。

市の行政改革につきましては、平成17年度に大綱を策定し、行政の効率化や行政サービスの向上に努めてまいったところでございます。

この中で、庁舎整備のあり方や窓口サービスの見直しについて、庁舎内での検討委員会や行政改革推進本部会議を開催し協議を重ねてまいりました結果、その内容がまとまりましたので、その概要につきまして御報告させていただきます。

最初に、庁舎整備につきましては、識見を有する方や市民の代表者等で構成します本巣市庁舎整備検討委員会で検討をいただき、11月29日に検討委員会の委員長さんから市長に報告されました。その報告書の内容は、一つ、分庁舎方式が市民の中で定着してきていること。二つ、新庁舎建設には十分な財政的余裕がないこと。三つ、道州制の導入や新たな市町村合併など、多くの不確定要素があること。この三つから、新庁舎の建設を急ぐべきではなく、既存建物を最大限に活用し分庁舎方式を継続していくこととの報告をいただきました。また、窓口サービスの向上につきましては、庁内会議で検討し、年度末、年度当初は、転勤とか卒業・入学などにより市民の方が各種手続のために来庁される機会が多いことから、真正分庁舎を3月下旬の2回の日曜日及び4月最初の日曜日の3日を開庁しまして、窓口業務を行い、市民サービスの向上を図っていきたいと考えております。

次に、市の防災対策についてでございます。

防災行政無線につきましては、現在、移動系無線の整備を進めているところでございますが、新たに衛星通信と市の防災行政無線を利用し、緊急地震速報や武力攻撃等の情報を国の機関から住民

に瞬時に伝える全国瞬時警報システムを整備しているところでございます。また、災害時に防災行政無線も使用できない場合に備えて、本巣市無線クラブと災害応援協定を締結しますとともに、土砂災害に備えまして国土交通省の越美山系砂防事務所と連携しながら、防災対策を進めるため、来年度の市総合防災訓練におきましては共同で訓練を行う計画でございます。

次に、今後の幼児教育について御報告いたします。

昨年12月に、本巣市幼児教育に関する検討委員会からの提言を受けまして、職員で構成します幼児教育体制研究会を設置し、幼稚園、幼児園及び保育園のあり方につきまして検討してまいりましたが、その研究結果がまとまりましたので御報告いたします。

幼保一元化に向けました制度につきましては、認定子ども園制度を活用しながら一元化を進めることが望ましいとの検討委員会からの提言を受け、認定子ども園としての認定基準を満たすための施設整備とあわせ、地域ごとに一元化を進める方向が示されたわけであります。

次に、施設整備の具体的な計画案につきましては、真正地域では2保育園で増築し、糸貫地域では2園体制を維持しつつ新たな施設整備を行い、本巣地域におきましては施設整備に伴い1園を新設して3園を2園にすることが望ましいとしております。根尾地域におきましては、私立保育園、精華保育園でございますが、ここへ引き続き支援をしていくこととしております。

また、子育て支援事業については、子育て支援センター事業の全国の実施を初め、未満児保育を実施している園の拡大に取り組むとともに、現在未実施の一時保育につきましては、専門的に取り組む園の認定などについて検討を進めていくこととしております。この研究会の研究結果につきましては、13日に開催されます議会全員協議会におきまして御説明する予定でございます。

次に、全国障害者スポーツ大会について御報告いたします。

平成24年に第67回国民体育大会が岐阜県で開催され、本市におきましては軟式野球が糸貫川スタジアムを会場として行われることが決定しておりますが、同年、第12回全国障害者スポーツ大会が岐阜県で開催され、しんせい運動広場がフットベースボールの競技会場に内定いたしましたので御報告いたします。

フットベースボールは1チーム15人で、8チーム総勢約120人が参加され、運営費用につきましては県が全額を負担するとのことですが、詳細につきましては準備委員会及び実行委員会で協議されていくこととなっているところであります。

次に、本巣消防事務組合からの瑞穂市の脱退につきましては、11月13日の議会全員協議会で御説明させていただきましたが、当初、瑞穂市が単独での消防本部を設立するとのことであり、協定書により消防事務組合から移籍する職員は16名としておりました。その後、瑞穂市が単独消防から岐阜市消防本部への全面委託となったことによりまして、移籍する職員は瑞穂市一般職として採用された後、岐阜市消防へ派遣されることとなることから、消防職員の身分的な不安もございまして、移籍する職員の16名を達成することが大変難しいというような状況になったわけですが、16名達成できますよう説得に努めているところでございます。要請されている職員16名が移籍できなかった場合は、残る職員は定員80名のプラスとなるわけですが、平成22年度までの2年間でそのプラス分

を維持していくということになるわけでございます。極力この数が減るように、今、消防長を通じまして職員に説得をしているところでございます。

次に、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会について御報告いたします。

平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が11月16日に開催されましたので、その内容につきまして御報告いたします。

提出されました案件は、後期高齢者医療に関する条例1件でございます。この条例は、高齢者医療の確保に関する法律に基づきまして、後期高齢者医療制度の運営に関して、保健事業や保険料の所得割率、均等割額及び賦課徴収等の必要な事項について規定するものでございまして、提出された条例案が議決され、平成20年4月1日から施行されることとなりました。

平成20年度及び21年度の所得割率は0.0739、被保険者の均等割額は3万9,310円でありまして、この結果、1人当たり平均保険料額は年間7万5,593円でございます。月額換算で6,300円となりました。なお、現時点での低所得者等軽減措置後の1人当たりの平均保険料額は、年額6万5,850円でございます。また、被用者保険の被扶養者であった方につきましては、加入時から2年間は均等割額を半額としまして所得割額を賦課しないとする軽減措置が法令で定められておりますが、さらに20年4月から9月までの6ヵ月間は保険料を徴収しないで、10月からの6ヵ月間は9割軽減とするなどの特例を規定されているところでございます。

次に、平成19年度西濃環境整備組合議会定例会が、11月20日に開催されましたので御報告いたします。

提出されました案件は、決算認定1件でございます。平成18年度一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額17億8,384万2,324円、歳出総額17億2,161万9,690円で、歳出の主なものは焼却炉の点検・整備費、スラグストックヤード整備に係る施設建設費及びごみ焼却施設整備に係る地方債の償還に伴う公債費でございます。歳入歳出差し引き残額は6,222万2,634円で、うち基金繰入金は3,500万円でありまして、監査報告がなされ認定されました。

また、組合議長及び副議長選挙が行われまして、組合議長に大垣市議会議長の津汲仁氏が決まりました。また、副議長には大垣市副議長の岡本敏美氏が選出されましたので御報告いたします。

以上で行政報告を終わりといたします。

#### ○議長（瀬川治男君）

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第65号（上程・説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（瀬川治男君）

日程第4、議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

#### ○市長（内藤正行君）

議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員8名のうち高橋晃氏の任期が平成20年3月31日付で任期満了となりますため、後任委員の候補者に、引き続き高橋晃氏を推薦するに当たりまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の御意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（瀬川治男君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第5 議案第66号から日程第9 議案第70号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第5、議案第66号 政治倫理の確立のための本巣市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第70号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第66号 政治倫理の確立のための本巣市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成19年10月1日、郵政民営化法等の施行に伴いまして、関係法律の整備に関する法律、平成19

年9月30日、証券取引法等の一部を改正する法律が施行されたことによりまして改正を行うものでございます。

議案第67号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員の育児休業に関する法律の改正に伴いまして、育児短時間勤務制度が制度化されたため改正するものでございます。

議案第68号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第67号と同じく、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、育児短時間勤務制度が制度化されましたため改正するものでございます。

以上、詳細につきましては総務部長より御説明を申し上げます。

議案第69号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成19年10月1日、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、日本郵政公社の民営分社化により改正するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

議案第70号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

農業集落排水資源循環統合補助事業、真正地区の完了に伴い、真正浄化センターを供用開始することにより改正するものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。

#### ○議長（瀬川治男君）

議案第66号から議案第68号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

#### ○総務部長（土川 隆君）

では、事前に配付をさせていただいております本巢市条例改正の概要に基づきまして、補足説明をさせていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第66号 政治倫理の確立のための本巢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の概要ということでございますが、1点目の改正趣旨でございます。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）が平成19年10月1日に施行され、日本郵政公社の民営分社化により郵政事業が新たな形態で開始されたことに伴い、郵政に関する用語の整備が行われたこと及び証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）が平成19年9月30日に施行され、証券取引法が新たに金融商品取引法として再構築されたことに伴い、金銭信託などの信託受益権に関する受益証券が定義上有価証券に包含されたことにより、同法を引用する部分のほか必要な部分について所要の改正を行うものでございます。

2点目の改正内容でございます。

第2条につきましては、市長の資産等報告書等の作成を規定したものでありまして、資産の区分、

種類の中で4号関係でございますが、「預金、貯金及び郵便貯金の額」といった規定を、郵便貯金を削除いたしまして「預金及び貯金の額」にするものでございます。

5号関係につきましては、「金銭信託、金銭信託の元本の額」を削除するというものでございます。

6号関係につきましては、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改めまして、第5号に繰り上げるものでございます。

7号から10号関係でございますが、7号、8号、9号、10号の現行につきまして、第6号、第7号、第8号、第9号に1号ずつ繰り上げるというものでございます。

3点目の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成19年9月30日から適用する。ただし、改正後の第2条第4号の規定は、平成19年10月1日から適用するといった内容のものでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

議案第67号の本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1点目の改正趣旨でございますが、少子化対策が求められる中、公務においても長時間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員の身分を保有しつつ、育児のための短時間勤務制度を導入するため地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号。以下「改正育休法」という）が平成19年8月1日に施行されたことに伴い、関係条例の本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部について所要の改正を行うというものでございます。

まず、育児休業とはということでございますが、職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、3歳に達する日まで育児休業をすることができるというものでございます。

2点目の「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」の主な内容でございます。

職員が、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、次のいずれかの勤務の形態を選択して勤務することができるということで、1点目といたしまして、土・日を週休日とし、月曜日から金曜日の間に4時間ずつ勤務するというもので、週20時間勤務ということになります。土・日を週休日とし、月曜日から金曜日の間に5時間ずつ勤務するというもので、週25時間勤務ということになります。3点目といたしまして、土・日と月曜日から金曜日の間のうち2日を週休日とし、残り3日に8時間ずつ勤務するというものでございまして、週24時間勤務ということになります。

4点目といたしまして、土・日と月曜日から金曜日の間のうち2日を週休日とし、残り3日のうち2日に8時間ずつ勤務し、1日に4時間勤務とするということで、週20時間勤務ということになります。5点目といたしまして、1週間当たりの勤務時間が週20時間から25時間までの範囲内で条例で定める勤務形態とするということで、交代制勤務やフレックスタイム制勤務等の場合に適用されるというものでございます。

その次に、職員が短時間勤務を請求する期間は、1ヵ月以上1年以下の期間とされている。ただし延長することができるということでございます。

育児短時間勤務職員の給与は、その者の勤務時間数に応じて定められた額が支給されるということで、昇給、昇格は常勤職員と同様の基準を適用するというものでございます。

めくっていただきまして4ページでございますが、こうしたことから、3点目の条例改正の主な内容ということでございます。

第3条関係につきましては、再度の育児休業をすることができる特別な事情の規定でございます。休業している職員が当該職員の負傷・疾病等により、育児休業の承認が取り消された後、当該子を養育することができる状態に回復したことが追加されたものでございます。

第9条関係につきましては、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整の規定でございます。育児休業した職員が職務に復帰した場合において、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができるものとされたものでございます。

第10条関係につきましては、育児短時間勤務をすることができない職員の規定でございます。育児休業法第10条第1項の育児短時間勤務をすることができない職員は、次に掲げる職員とされたということであります。

(1)といたしまして非常勤職員、以下(2)、(3)、(4)、(5)、(6)といった事由でございます。

第11条関係につきましては、育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情の規定ということでございまして、育児休業法第10条第1項ただし書きの育児短時間勤務をすることができる特別の事情は、次の掲げる事情とされたということでありまして、(1)といたしまして、産前の休業を始め、もしくは出産したことにより育児短時間勤務の承認が効力を失い、または承認が取り消された後、その子の死亡または養子縁組等により別居することとなったことということを初めとして、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)といった事由でございます。

5ページ目に移りまして、第13条関係でございますが、育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続の規定でございます。育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求は、承認請求書により育児短時間勤務を始めようとする日、またはその期間の末日の翌日の1ヵ月前までに行うものとされたというものでございます。

第14条関係でございますが、育児短時間勤務の承認の取り消し事由の規定でございます。育児休業短時間勤務の承認を取り消す場合の事由は、次に掲げる事由とされたものでございまして、(1)といたしまして、当該職員以外の子の親が養育することができることとなったときということを初めとして、(2)(3)の事由でございます。

第15条関係でございますが、育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情の規定でございますが、育児休業法第17条の育児短時間勤務の承認が失効した場合等においても短時間勤務をさせることができる場合のやむを得ない事情は、次の事情とされたものでございます。(1)といたしま

して、過員を生ずること。(2)といたしまして、当該育児短時間勤務に伴い、任用されている職員が引き続き任用しておくことができないことといったこととさせていただきます。

第16条関係でございますが、育児短時間勤務の例により短時間勤務に係る職員への通知の規定でございます。短時間勤務をさせる場合、または短時間勤務が終了した場合には、書面によりその旨を通知しなければならないとされたということとさせていただきます。

第17条関係でございますが、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新の規定でございます。任期を更新する場合は、職員の同意を得なければならないとされたということとさせていただきます。

第18条関係でございますが、部分休業することができない職員の規定でございます。育児休業法第19条第1項の部分休業することができない職員に、育児短時間勤務または承認が失効後も引き続き短時間勤務をしている職員が追加をされたということとさせていただきます。

4番目といたしまして、適用関係でございますが、この条例は平成20年1月1日から施行するといったものとさせていただきます。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと思います。

議案第68号で、本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要ということとさせていただきます。

1点目の改正趣旨でございますが、先ほどの議案第67号と同様でございます。省略をさせていただきます。

2点目の条例改正の主な内容でございますが、第2条関係は1週間の勤務時間の規定でございます。

育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定めることとされたということとさせていただきます。また、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用によって採用された職員の勤務時間は、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で任命権者が定めることとされたということとさせていただきます。

第3条関係につきましては、週休日及び勤務時間の割り振りの規定でございます。育児短時間勤務職員等については、必要に応じて短時間勤務等の内容に従い、日曜日及び土曜日に加え月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、任期付短時間勤務職員についても、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるとされたというものとさせていただきます。

もう1点、育児短時間勤務職員等につきましては、1週間ごとの期間について当該育児短時間勤務の内容に従い、1日当たり8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、任期付短時間勤務職員についても、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとされたということとさせていただきます。

第4条関係につきましては、育児短時間勤務職員等にあつては、4週間ごとの期間につき8日以

上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上の週休日を設けなければならないこととされたというものでございます。

次の16ページでございますが、第8条関係でございます。

正規の勤務時間以外の時間における勤務の規定でございます。職員が育児短時間勤務職員等である場合には、公務の運営に著しい支障を生ずると認められる場合として、市の規則で定める場合に限り当該断続的な勤務をすることや、正規の勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができることとされたということでございます。

第12条関係でございますが、年次有給休暇の規定でございます。育児短時間勤務職員等については、年次有給休暇の日数は20日を超えない範囲内で、その者の勤務日数の割合に応じた日数とすることとされたといったものでございます。

3番目の適用関係でございますが、この条例は平成20年1月1日から施行するといった内容でございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（瀬川治男君）**

議案第69号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

**○産業建設部長（服部次男君）**

それでは、議案第69号 本巣市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

概要について説明を行います。

郵政民営化法等の法律の施行に伴いまして、平成19年10月1日より、日本郵政公社の行っている事業は会社及び機構が実施することとなったわけでありまして、この会社及び機構については、国の行政機関とみなす法律上特段の措置が講じられないことから、道路法第32条第1項または第3項の許可に基づく占用について取り扱うこととなります。よって、今後は占用料については徴収するものとなるわけでありまして、占用物件といたしましては、郵便差し出し箱が該当するわけでございます。

なお、この条例については、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用するものでございます。

以上であります。よろしくお願いをいたします。

**○議長（瀬川治男君）**

議案第70号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 林賢一君。

**○上下水道部長（林 賢一君）**

議案第70号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

農業集落排水資源循環統合補助事業で整備を進めてまいりました、真正地区の浄化センターの完成に伴いまして改正するものでございます。

条例改正の概要の22ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

第3条関係の別表第1、弾正西浄化センターの項の次に、名称といたしまして真正浄化センター、位置といたしまして本巢市小柿115番地、区域といたしまして、上真桑、十四条、宗慶、小柿、軽海の一部、政田の一部及び下真桑の一部の区域を加えるものでございます。

24ページに図面を添付させていただいておりますので、その区域を加える区域でございます。

この条例につきましては、平成20年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いたします。

#### ○議長（瀬川治男君）

議案第66号 政治倫理の確立のための本巢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号については、総務企画委員会に付託したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第67号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号については、総務企画委員会に付託したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は総務企画委員会に付託することに決定しました。議案第68号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は総務企画委員会に付託することに決定しました。議案第69号 本巣市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は産業建設委員会に付託することに決定しました。議案第70号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第71号から日程第12 議案第73号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（瀬川治男君）

日程第10、議案第71号 本巣消防事務組合を組織する市町数の減少及び本巣消防事務組合規約の変更についてから日程第12、議案第73号 西濃環境整備組合規約の変更についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

##### ○市長（内藤正行君）

議案第71号 本巣消防事務組合を組織する市町数の減少及び本巣消防事務組合規約の変更につい

てでございます。

平成20年3月31日限りで、本巢消防事務組合から瑞穂市が脱退することに伴いまして、本巢消防事務組合を組織する市町数を減少し、規約について所要の変更を行う必要がありますので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第72号 本巢消防事務組合から瑞穂市の脱退に伴う財産処分についてでございます。

議案第71号と同じく、平成20年3月31日限りで、本巢消防事務組合から瑞穂市が脱退することに伴い、財産処分をする必要がありますので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、詳細につきましては総務部長より御説明を申し上げます。

議案第73号 西濃環境整備組合理約の変更についてでございます。

西濃環境整備組合理約を変更する必要がありますので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては市民環境部長より御説明申し上げます。

#### ○議長（瀬川治男君）

議案第71号と議案第72号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

#### ○総務部長（土川 隆君）

では、これにつきましても条例改正の概要に基づきまして説明させていただきます。

ページ数は25ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第71号で、本巢消防事務組合を組織する市町数の減少及び本巢消防事務組合理約の変更についての新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず第2条関係でございますが、組合を組織する市町の規定でございます。現行は、「瑞穂市、本巢市、北方町」でございますが、この中で「瑞穂市」を削除するというものでございます。

第3条につきましては、共同処理する事務及び区域の規定でございます。この第3条2の規定をすべて削除するというものでございます。つまり、区域につきましては本巢市と北方町ということになります。

第4条は略しまして、第5条、議会の議員の定数等という規定でございます。組合の議会の議員の定数は、現行は9人ということになっておりますが、これを8人にしてまいりたいということがあります。内容につきましては、現在は「関係市町の長と関係市町の議会の議長」、また「関係市町の消防団長」といったことになっておりますのを、改正案につきましては、「関係市町の議会の議長」「関係市町の議会の消防所管の委員長」、本市におきましては総務企画委員長になるかと思っております。3番目といたしまして「関係市町の消防団長」、4点目といたしまして「関係市町の副市長または副町長」ということで4名で、1市1町で8名ということになるということでございます。なお、26ページの3、4、5につきましては、3につきましては、現行は「前項第1号に定める関係市町の長のうち第8条第1項に定めるところにより管理者または副管理者となったときは、

当該市町の長が指定する当該市町の職員をもって充てる」ということでありまして、現行は副市長がそれに該当しております。

4番目に、「第2項第3号に定める消防団長が市町の長または議会の議長を兼ねているときは、当該消防団長が指定する消防副団長をもって充てる」ということですが、現行は該当はありません。

5番目といたしまして、「組合議員の任期は、前3項に定める職にある期間とする」といったこととでございます。

こういった規定を、改正案につきましては、3といたしまして「前項第3号に定める消防団長が前項第1号、第2号または第4号の職を兼ねているときは、当該消防団長が指定する消防副団長をもって充てる」といったことに改めるということとあります。

4番目といたしまして、「第2項第4号に定める副市長または副町長が未選任のときは、当該市町の長が指定する当該市町の職員をもって充てる」といったこととでございます。

5番目に組合、これは同じでございます。

附則といたしまして、この規約は平成20年4月1日から施行するといった内容のものでございます。

次に、議案第72号でございますが、本巢消防事務組合から瑞穂市の脱退に伴う財産処分についてでございます。

この財産処分につきましては、財産処分に関する協議事項ということで、平成17年12月14日締結の瑞穂市（旧巢南町地区）の本巢消防事務組合脱退に関する協定書第4条に基づきまして、瑞穂市の財産を定めるということとございまして、その中でまず1点目といたしまして、南消防署の土地、建物でございます。

まずアといたしまして、土地につきましては、所在は瑞穂市森字五反田で地番が435番、地目は宅地ということで、面積が1,521.31平米でございます。イの建物につきましては、所在が瑞穂市森字五反田435番地で、家屋番号が435番ということになっております。種類につきましては、事務所・車庫ということでございます。構造につきましては、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶきの2階建てということで、床面積につきましては、1階が403.50平米、2階につきましては113.20平米ということとあります。またウといたしまして、その他ということで、種類といたしましてホース乾燥塔があります。構造につきましては、鉄骨づくりのカラーステンレスぶきということとあります。

次に2点目の、本巢消防事務組合消防施設整備事業基金残高のうち瑞穂市の分賦金分担率を乗じて求めた金額といったこととございますが、平成19年度末の予定残高につきましては、1億1,332万6,424円といった残高予定でございます。それを過去40年間の平均分賦率が16.516%ということとございますので、計算しますと1,871万6,992円といった金額になろうかと思っております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

#### ○議長（瀬川治男君）

議案第73号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 坪内博君。

○市民環境部長（坪内 博君）

議案第73号 西濃環境整備組合規約の変更について補足説明をいたします。

お手元の新旧対照表の条例改正の概要の27ページをお開きください。

本議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号第196条監査委員に関する規定）を準用し当組合規約の一部を改正するもので、監査委員を組合議員から2名選任していたものを、識見を有する者及び組合議員から1人ずつ選任するように変更し、またその任期を、識見を有する者にあつては4年とし、組合議員から選任されるものにあつては組合議員の職にある期間とすることを加えるといった内容でございます。

附則で、この規約は平成20年2月1日から施行でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬川治男君）

議案第71号 本巣消防事務組合を組織する市町数の減少及び本巣消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第71号 本巣消防事務組合を組織する市町数の減少及び本巣消防事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第72号 本巣消防事務組合から瑞穂市の脱退に伴う財産処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号については、委員会付託を省略したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定しました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第72号 本巣消防事務組合から瑞穂市の脱退に伴う財産処分については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第73号 西濃環境整備組合理約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号については、委員会付託を省略したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第73号 西濃環境整備組合理約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第13 議案第74号（上程・説明・質疑・委員会付託）

##### ○議長（瀬川治男君）

日程第13、議案第74号 市道路線の認定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

**○市長（内藤正行君）**

議案第74号 市道路線の認定についてでございます。

開発により道路整備が行われ、産業振興に資するために市道の路線を認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

**○議長（瀬川治男君）**

議案第74号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

**○産業建設部長（服部次男君）**

それでは、議案第74号 市道路線の認定について補足の説明をさせていただきます。

22ページをごらんいただきたいと思います。

まず、本巢1255号線でございます。文殊字中谷でございます。この路線の幅員は6メートル、延長は53.2メートルであります。路線図についてはページ23をお開きいただくと、このような赤で示しておるところでございます。なお、この路線については民間の開発に伴うものでございます。

続きまして糸貫2200号線でございます。屋井地内でございます。幅員が9.5メートル、延長が1,285メートルでございます。路線図については24ページでございます。なお、この路線については、屋井工業団地の開発に伴うものでございます。

続きまして糸貫2201号線、これにつきましても屋井地内でございます。幅員が6メートル、延長が75メートルでございます。路線図は25ページでございます。この路線につきましても、屋井工業団地の開発に伴うものでございます。

続きまして糸貫2202号線、幅員が6メートル、延長が112メートル、路線図につきましても26ページでございます。これにつきましても、屋井工業団地の開発に伴うものでございます。

続きまして糸貫2203号線、屋井の地内でございます。幅員が6メートル、延長が205メートルでございます。路線図につきましても、27ページをごらんいただくと赤で示しております。これにつきましても、屋井工業団地の造成に伴うものでございます。

続きまして糸貫2204号線、屋井の字恵田原でございます。幅員が6メートル、延長が105.3メートルになります。この路線につきましても、民間の開発造成に伴うものでございまして、路線図は28ページでございます。

続きまして糸貫2205号線、七五三字萱野、幅員が6メートルで延長が33.2メートル、路線図はページ29でございます。これにつきましても民間の開発に伴うものであります。

続きまして真正1213号線、温井地内でございます。幅員が6メートルで延長が42.6メートルでございます。路線図につきましても30ページでございます。

続きまして真正2365号線、上真桑地内でございます。幅員が6メートルで延長が28.5メートル

でございます。路線図につきましては31ページでございます。

なお、いずれもこの道路の構造等につきましては、事前に協議を済ませております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

**○議長（瀬川治男君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第14 議案第75号から日程第18 議案第79号まで（上程・説明）**

**○議長（瀬川治男君）**

日程第14、議案第75号 平成19年度本巣市一般会計補正予算（第5号）についてから日程第18、議案第79号 平成19年度本巣市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

**○市長（内藤正行君）**

議案第75号 平成19年度本巣市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,170万9,000円の補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、支給決定者の増に伴い、国及び県からの障害者自立支援負担金として1,356万1,000円、対象児童の増に伴い、国及び県からの児童手当負担金として508万7,000円、ぎふクリーン農業生産流通総合整備事業補助金として841万5,000円及び介護給付費に係る精算金1,394万8,000円の増額が主なものでございます。

また、歳出では老人保健医療特別会計への繰り出し金が2億608万円の減額となり、財政調整基金へ積立金として2億円を増額し、支給決定者の増に伴う介護給付費として1,808万2,000円、対象児童数の増に伴う児童手当扶助費として624万円の増額、ぎふクリーン農業生産流通総合整備事業として1,087万3,000円の増額、新規として、保育園、幼稚園、幼児園、子どもセンターの9カ所に自動体外式除細動器（AED）の設置費として378万円が増額の主なものでございます。

議案第76号 平成19年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,164万1,000円の補正をお願いするものでござ

います。

歳入につきましては、療養給付費交付金として8,470万5,000円の増額、保険財政共同安定化事業交付金が6,488万6,000円の減額、前年度繰越金として1億1,701万円の増額が主なものでございます。

歳出につきましては、退職被保険者等療養給付費として6,400万円、退職被保険者等高額療養費として1,300万円、老人保健医療費拠出金として4,131万7,000円の増額が主なものでございます。

施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ65万4,000円の補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、診療報酬収入880万円の減額、前年度繰越金で945万4,000円の増額であります。

歳出では、職員給与費で102万円の増額、看護師賃金で99万9,000円の減額が主なものでございます。

議案第77号 平成19年度本巣市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

老人保健医療特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ1,190万6,000円の補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、主に高額療養費の増に伴う支払基金交付金として1,291万2,000円、国及び県の医療費負担金として854万7,000円、前年度繰越金として1億9,652万7,000円の増額と、一般会計繰入金2億608万円の減額が主なもので、歳出につきましては医療給付費650万円と償還金540万6,000円の増額でございます。

議案第78号 平成19年度本巣市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

公共下水道特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ490万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金が1,076万円の増額と、一般会計の繰入金1,566万6,000円の減額でありまして、歳出につきましては職員給与費で490万6,000円の減額でございます。

議案第79号 平成19年度本巣市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的収入及び支出それぞれ100万円の補正でございます。

収益的収入は、一般会計からの補助金100万円の増額でございます。支出は配水及び給水費の修繕費で490万円の増額、企業債の支払利息で380万8,000円の減額が主なものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、収入のみの補正で、一般会計からの負担金100万円の減額をお願いするものでございます。

以上、詳細につきましては副市長及び担当部長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

#### ○議長（瀬川治男君）

議案第75号から議案第79号については、あすの全員協議会において副市長及び担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

議案第75号 平成19年度本巣市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第76号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第77号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第78号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第78号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第79号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（瀬川治男君）

暫時休憩といたします。この時計で45分までといたしたいと思いますので、お願いいたします。

午前10時32分 休憩

---

午前10時47分 再開

○議長（瀬川治男君）

再開いたします。

---

日程第19 認定第2号から日程第24 認定第7号まで（上程・説明・監査委員報告・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第19、認定第2号 平成18年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第24、認定第7号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

平成18年度本巢市各会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

認定第2号 平成18年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入額は154億9,237万6,295円で、歳出額は146億1,191万1,362円で、差し引き残額8億8,046万4,933円であります。

認定第3号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の決算額は、歳入額は33億4,775万5,898円で、歳出額は29億8,391万4,291円で、差し引き残額3億6,384万1,607円でございます。

施設勘定の決算額は、歳入額は3億1,558万7,108円で、歳出額は3億195万1,763円で、差し引き残額1,363万5,345円でございます。

認定第4号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入額は30億6,943万2,226円で、歳出額は28億6,734万4,037円で、差し引き残額2億208万8,189円でございます。

認定第5号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入額は3億4,337万9,901円で、歳出額は3億2,183万7,675円で、差し引き残額2,154万2,226円でございます。

認定第6号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入額は15億606万7,854円で、歳出額は14億9,346万3,086円で、差し引き残額1,260万4,768円でございます。

認定第7号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入額は4億1,746万9,637円で、歳出額は4億420万9,630円で、差し引き残額1,326万7円でございます。

以上6議案につきましては、去る10月3日から10月29日まで、監査委員によります決算監査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、収入役及び担当部長から御説明を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（瀬川治男君）

認定第2号から認定第7号については、あすの全員協議会において、収入役及び担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

認定第2号から認定第7号については、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員から決算審査の結果報告を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

#### ○代表監査委員（三田村晃司君）

平成18年度本巢市各会計歳入歳出決算及び平成18年度基金の運用状況の審査意見。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成18年度本巢市一般会計、特別会計、歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により審査に付された平成18年度の基金の運用状況について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を述べます。

##### 1. 審査の概要。

審査の対象。平成18年度本巢市一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計ほか4件の特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況。附属書類、平成18年度本巢市各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

審査の期日。平成19年10月3日から平成19年10月29日。

審査の手続。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の適正性を検証するため、関係帳簿その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施しました。

また、審査に付された平成18年度の基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係帳簿等との照合、その他通常実施すべき審査手続を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため関係書類を審査しました。

##### 2. 検査結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務はおおむね適正に行われているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、運用状況は妥当であると認められました。

なお、審査結果の詳細につきましては、決算意見書に記述したとおりであります。決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

当年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入154億9,237万6,000円、歳出146億1,191万1,000円で、前年度に比し歳入は4億6,252万5,000円、2.9%、歳出は5億2,392万4,000円、3.5%減少しており、形式収支は8億8,046万5,000円、実質収支は8億1,198万6,000円、単年度収支は1億4,301万3,000円の黒字となっているが、市税は0.1%、市債は4,343万3,000円、0.4%減少している。一般会計に特別会計を合わせた総計決算額では、歳入244億9,206万9,000円、歳出229億8,463

万2,000円で、形式収支は15億743万7,000円、実質収支は14億3,895万8,000円、単年度収支は1億7,723万円の黒字となっている。

普通会計によって財政構造を見ると、経常収支比率は当年度は85.1%で、前年度に比し1.1%増加した額、財政が硬直化していることを示している。財政力指数は0.754で、前年度よりわずかに上昇し、公債費比率は1.3ポイント低下して10.4%となっている。ちなみに、歳入の構成を見ると、自主財源の割合が49%と前年度より0.3%低下している。また、市税のほか国保税及び使用料等の滞納による不納欠損額並びに収入未済額が年々増加する傾向にある。

一方、歳出の構造を見ると、前年度に比し経常的経費の割合が1.7ポイント上昇し、投資的経費割合は2.0ポイント減少した結果から見ると諸事業の推進が低下したことを示しているが、市債の当年度発行額は12億7,160万円、歳入比率8.2%で、前年度に比し5億1,010万円、28.6%減少し、健全な財政運営に努めていることが伺われる。

しかしながら、合併特例債を初め市債の発行に当たっては、将来にわたる財政の健全性の確保に十分な配慮が望まれる。

以上のような厳しい財政状況下において、当該年度から本巢市第1次総合計画がスタートしたが、今後の財政運営については、これまで行ってきた行財政改革を維持するとともに、市税の減少、自主財源額の推移、三位一体改革による影響等、本市の財政状況に影響を与える要素を考慮し、自主性、独自性を発揮した事業の選択及び財源の適正配分を行い、健全な行財政運営に努められたい。また、市税等の収入未済額の発生は、行政執行の計画性に支障を生じることのみならず、これを保護することにより負担の公平性を欠き、ひいては行政に対する信頼性を失わせかねないものであり、収入未済額の縮減、収納率の向上等、市税の財源確保に一層努められるよう要望するものであります。

なお、今後、市民の視点に立った行財政運営を遂行するには、それを担う職員の意識改革と行政能力の向上が不可欠であり、団塊世代職員の大量退職が始まっている中、技術等の継承を初め次代を担う若手職員の育成等、市民ニーズに的確に対応できるように努められたい。

平成19年12月5日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

#### ○議長（瀬川治男君）

認定第2号 平成18年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

総務部、企画部、議会事務局、根尾総合支所の総務企画関係の決算及び他の委員会に属さない決算については総務企画委員会に、市民環境部、健康福祉部、教育委員会及び根尾総合支所の文教福祉関係の決算については文教福祉委員会に、産業建設部、林政部、上下水道部及び根尾総合支所の産業建設関係の決算については産業建設委員会に、以上それぞれの所管の三つの委員会に協議をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号については、それぞれ所管の三つの委員会に協議をお願いすることに決定しました。

認定第3号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。  
お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号については、文教福祉委員会に付託を  
したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。  
認定第4号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。  
お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号については、文教福祉委員会に付託を  
したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。  
認定第5号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。  
お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号については、産業建設委員会に付託を  
したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は産業建設委員会に付託することに決定しました。  
認定第6号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。  
お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号については、産業建設委員会に付託を  
したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は産業建設委員会に付託することに決定しました。  
認定第7号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。  
お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号については、産業建設委員会に付託を  
したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第25 請願第1号（上程・説明・質疑・委員会付託）

##### ○議長（瀬川治男君）

日程第25、請願第1号 上真桑若宮地内での砂利採取事業についてを議題といたします。

請願第1号の紹介議員は18番 戸部弘議員です。

紹介議員に請願趣旨の説明を求めます。

18番 戸部弘君。

##### ○18番（戸部 弘君）

それでは、砂利採取事業に関する請願の要旨説明をさせていただきます。

この請願は、真正地域の本郷自治会長 守屋健三氏より提出されたものであります。上真桑若宮

地内における砂利採取事業者による砂利採取計画については、許認可機関である岐阜県に対し、地元住民の同意を得ることができるまでは事業許可は出さないよう、本巣市議会より意見書の提出をお願いしたいというものでございます。

平成16年8月に、砂利採取業者と土地所有者間において砂利採取事業の契約がされており、砂利採取予定地の面積は9,156平米で、土地所有者は上真桑地内の5名であります。

もし、この事業が実施されると、土壤汚染、粉じん被害、騒音被害等の問題が発生するのではないかと地元住民から不安の声が上がり、本郷自治会ではこの事業の同意について投票が行われ、反対118票、賛成25票の圧倒的多数で、同意することができないという決議がされております。また、市といたしまして業者に対し、本巣市砂利採取事業等に関する指導要綱に基づき、地元自治会の理解を得ること、自治会と必要事項についての協定の締結に努めることなど指導したところでありますが、それにもかかわらず砂利採取業者は本郷自治会の同意は必要ないものとして、県に対しこの事業計画の許可申請を提出しております。現在、県はこれを審査しているところであります。

本郷自治会といたしましては、自治会員の過半数の同意を得ること、また隣接土地所有者全員の同意を得ること、また自治会員の要望する協定書を作成すること、以上3項目が完成するまではこの事業についての同意ができないものとするものであります。

どうか地元住民の願いにこたえ、意見書の提出について御賛同いただけるようお願いをいたします。以上。

**○議長（瀬川治男君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第26 請願第2号（上程・説明・質疑・委員会付託）**

**○議長（瀬川治男君）**

日程第26、請願第2号 原爆症認定制度に関する意見書の採択についてを議題といたします。

請願第2号の紹介議員は5番 高田文一議員です。

紹介議員に請願趣旨の説明を求めます。

5番 高田文一君。

**○5番（高田文一君）**

それでは、原爆症認定制度に関する意見書の採択についての請願の紹介議員として、要旨の説明

をさせていただきます。

この請願は、国に対し現在全国各地で行われている原爆症認定集団訴訟の判決に対する控訴の取り下げと、原爆症認定制度を被爆者の実態に即したものに抜本的に改正する意見書の提出をお願いするものであり、岐阜県原爆被爆者の会会長 白木幸雄氏から提出されております。

御存じのように、昭和20年8月、広島、長崎に投下された原子爆弾は、一瞬にして町を廃墟にし、21万人ものとうとい命を奪い、現在、国内では25万人以上、岐阜県では615人の被爆者が存在し、その多くが後遺症や後障害などさまざまな病気で苦しんでおられます。

国は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、原爆症認定者に対し医療特別手当の支給などを行っておりますが、この手当を受けている認定者は、被爆者健康手帳を持つ被爆者全体のわずか1%に過ぎない現状であります。

平成15年以降、全国各地で認定申請を却下された被爆者から、却下処分の取り消しを求める集団訴訟が提訴されたところですが。その結果、昨年の5月の大阪、広島、仙台、熊本、名古屋、東京の各地方裁判所の判決において、認定審査と審査方法は違法であるとの判決が下されました。しかしながら、国は控訴しており、結果として認定を拒んでいます。国は被爆者の苦労を十分に受けとめ、一刻も早く訴訟の全面的解決に向け対応すべきであると思っております。

また、現在の原爆症認定基準は、基本的には初期放射能のみしか勘案しておらず、原爆被害を過小評価しているものであります。最新の科学的知見に基づき、残留放射能、誘導放射能等の影響を十分に考慮した認定基準にすべきであります。被爆されてから62年が経過する中で、被爆者は年々高齢化し、私の病気は原爆によるもの、私の病気を原爆症と認めてほしいと願いつつ、既に死亡された方もおられます。被爆者の救済には一刻の猶予も許されません。

よって、国に対し裁判の早期解決及び原爆症認定制度の改正を求める意見書を出すことを要求するものであります。

以上、請願者の願いに十分御理解をいただき御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○議長（瀬川治男君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第2号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第2号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

---

散会の宣告

○議長（瀬川治男君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

12月18日火曜日午前9時から本会議を開会します。

なお、明日12月6日午前9時から全員協議会を開催しますので、御参集ください。

なお本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は、12月7日午前9時から本庁舎3階第1委員会室で、文教福祉委員会は、12月10日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で、産業建設委員会は、12月11日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室で開催します。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員